

令和4年度第1回

宮城県特別支援教育将来構想審議会

会 議 記 録

令和4年6月15日（水）

宮城県教育庁特別支援教育課

令和4年度第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会記録

○ 日 時 令和4年6月15日(水) 午後2時30分から午後5時まで

○ 場 所 県庁行政庁舎9階 第一会議室

○ 出席者(18名)

伊藤 倫就 委員	本田聡一郎 委員	今 公弥 委員	佐々木貴子 委員
片岡 明恵 委員	吉木 修 委員	村上 由則 委員	杉浦誠一郎 委員
菊池 章博 委員	庭野賀津子 委員	千田 裕子 委員	伊藤 清市 委員
相澤 育 委員	藤川 卓志 委員	西澤由佳子 委員	森元賀奈子 委員
山川美和子 委員	高橋 知子 委員		

○ 欠席委員(2名)

野口 和人 委員 秋山 一郎 委員

○ 宮城県教育委員会関係者

遠藤 浩 (宮城県教育庁副教育長)
高橋 拓弥 (教育企画室長)
鏡味 佳奈 (教職員課長)
佐々木利佳子 (義務教育課長)
遠藤 英樹 (高校教育課長)
熊谷 幸一 (施設整備課長)
菅井 理恵 (総合教育センター所長)
市岡 良庸 (特別支援教育課長)
鈴木 伸一 (特別支援教育専門監)

【進行】

ただいまより令和4年度第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会を開会いたします。
会議に入ります前に、令和4年5月29日付で新たに委員の委嘱等がございましたので、名簿順に御紹介させていただきます。

宮城県労働局職業安定部職業対策課長 本田聡一郎委員です。

塩竈市立月見ヶ丘小学校長 片岡明恵委員です。

塩竈市教育委員会教育長 吉木修委員です。

ウェブでの御出席ですが、宮城県立光明支援学校長 菊池章博委員です。

宮城県特別支援学校長会長、宮城県立利府支援学校長 杉浦誠一郎委員です。

仙台市教育局学校教育部特別支援教育課長 秋山一郎委員、本日は御欠席となっております。

続きまして、県教育委員会の出席者を御紹介いたします。

宮城県教育庁 副教育長 遠藤浩でございます。

その他の職員については、お手元に配付の名簿に代えさせていただきます。

次に、会議の成立について御報告申し上げます。

本審議会は、20人の委員で構成されておりますが、本日は野口委員、秋山委員から所用のため欠席する旨の連絡を頂戴しております。

また、西澤委員からは遅れて御参加いただけるとの御連絡をいただいております。

現在、御出席いただいている委員の方々は、17人となりますので、特別支援教育将来構想審議会条例第4条第2項の規定により、本日の審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、情報公開条例第19条の規定により、公開により開催することといたしますので、御了承願います。

次に、開会に当たりまして、宮城県教育庁副教育長遠藤浩が御挨拶申し上げます。

【遠藤副教育長】

本日は御多用にも関わらず、第1回の審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の特別支援教育の推進につきまして、格別の御支援と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、あらためて感謝を申し上げます。

さて、昨年度の審議会においては、後期の実施計画の進捗状況について、実地視察を踏まえて、委員の皆様からは、それぞれの分野から大変貴重な御意見を頂戴いたしました。

この将来構想では、「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の3つの目標に掲げ、優先課題を整理し、課題解決に向けて取り組んでおり、後期計画は今年で3年目を迎えております。

本日は、議事として「実施計画の取組状況について」また、報告として「今年度の実地調査に係る概要」及び「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画改訂の方向性について」について御説明いたしますので、本県の特別支援教育の取組が、より一層推進できますよう、皆様方から忌憚ない御意見を頂戴できればと思っております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【進行】

議事に先立ちまして、事務局から、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願いがございます。

先ず、委員の発言に関してです。

委員の皆様には議事録記録のため、御発言にあたっては、お名前をおっしゃってから行っていただくようお願いいたします。また、本日の会議は、対面とウェブを併用して進めて参りますが、対面で出席されてる委員におかれましては、職員が消毒したマイクをお持ちしますので、御発言の後は、マイクを職員にお渡しいただきますようお願いいたします。

ウェブで出席をされてる委員におかれましては、発言時以外はマイクオフにいただき、発言を希望する際は、挙手の上、会長から指名されましたら、マイクをオンにいただきますようお願いいたします。また、通信の不具合等が発生したときは、あらかじめお知らせしております電話番号に御連絡をいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。ここからは村上会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【村上会長】

本日は今年度第1回目の審議会です。

次第にありますとおり、議事は実施計画後期の取組状況、報告は今年度の実地調査についてと、県立特別支援学校教育環境整備計画改訂の方向性についてとなっております。それぞれの委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは3の議事、宮城県特別支援教育将来構想実施計画後期の取組状況についてと、4の報告(1)令和4年度宮城県特別支援教育将来構想審議会実地調査について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から「資料2-1~2-4」、「資料3」を基に、宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)の取組状況と令和4年宮城県特別支援教育将来構想審議会実地調査について、御説明申し上げます。

後期計画につきましては、「資料2-1」、「2-2」をあらためてお手元にお配りいたしておりますが、新たに5月から御就任いただき、御出席されている委員もいらっしゃいますので、概要を簡単に御説明いたします。

「資料2-1」A3版の「宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)の考え方」を御覧ください。資料左上にあります「基本的な考え方」の下、「目標の実現に向けた取組状況」の成果や、「特別支援教育を取り巻く現状と課題」を整理し、策定時に当時の審議会委員の皆様から御意見をいただき、「実施計画(後期)の取組の視点」として3つの優先課題を掲げ、施策を推進していく、5か年の実施計画を策定いたしましたところです。

「資料2-2」後期計画に、それぞれの項目の具体的な内容を記載しており、A3版、23ページあります実施計画(後期)の施策体系の事業を実施していくこととしております。

「資料2-3」を御覧ください。進捗管理についてですが、「計画」に掲げる事業について、毎年度、実施状況を確認し、「主な取組」について現地調査なども踏まえ審議会において評価をいただき、評価内容を事業の充実及び次期宮城県特別支援教育将来構想に反映することにより、本県における特別支援教育の着実な推進を図るものとしております。

「資料2-4」を御覧ください。

「資料2-2」A3版23ページにあります実施計画(後期)の施策体系の事業について、令和3年

度の事業実績と令和4年度の事業概要を作成しております。昨年度、委員の皆様にご覧いただき、3ページの事業名4、6ページの事業名8、7ページの事業名10については委員の皆様からの主な御意見とその反映状況をまとめております。全ての事業に係る前年度の実績と今年度の概要等を御説明すべきところですが、時間の関係もございますので、令和4年度からの新たな取組と報告事項4(1)の現地調査にお示ししてあります優先課題に係る取組事業を中心に御説明いたします。

18ページを御覧ください。今年度から新たに2つの事業に取り組むこととしております。1つ目は学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業です。

事業内容としましては、大学と県立高校が連携した「学びの多様性を活かした教育プログラム」の開発や発達障害理解基礎研修会を開催するもので、高等学校段階における発達障害の可能性のある生徒のための教育プログラムの研究・開発に向けて、モデル校での研修、ワークショップの実施や研修会の実施を予定しております。

2つ目は、特別支援学校魅力化推進事業についてです。事業内容としましては、県立特別支援学校における学校運営協議会の設置、特別支援学校の魅力化の推進、地域との連携・協働による学校づくりを行うための実践研究などです。

事業の概要ですが、学校運営協議会として学校運営パイロット校を3校指定し、研修会や先進地の視察を実施する予定としております。

特別支援学校の魅力化推進につきましては、3校を対象に学校と地域の連携・協働に向けた地域学校協働活動研修会や広報・PRセミナーを行うこととしております。

続きまして現地調査に係る事業について御説明いたします。「資料3」を御覧ください。

現地調査は、後期計画で整理された「3つの優先課題」、「切れ目ない支援体制の確立」、「多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進」、「インクルーシブ教育システムの構築」を解決していくことが将来構想の基本的な考え方を進めていく上で重要と考えており、優先課題の「主な取組」について、毎年3件程度の事業を選定し、審議会委員の皆様にご覧いただき、取組状況を実地調査していただきます。次の審議会にて評価・御意見を頂戴し、事業の充実を図り、次の将来構想に反映していくものであります。

今年度の現地調査の1つ目は(1)の特別支援学校における就業定着支援についてです。優先課題である1の切れ目ない支援体制の確立となります。

取組方針と達成目標についてですが、生徒一人一人の卒業後の自立と社会参加に向け、必要な基盤となる能力等を育てることを通してキャリア発達を促すため、校内の組織体制の整備や労働、福祉等の関係機関と連携、地域や産業界等の人々から積極的な協力を得るなど、進路指導の充実や各関係機関との連携・協力によるアフターケアや障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行う体制を整備するものです。

令和4年度の事業概要につきましては、特別支援学校進路指導連絡協議会の実施や進路支援研修会の実施などです。今年度につきましては、本県の雇用対策課が所管しております「障害者雇用プラスワン事業」の視察をお願いしたいと考えております。この事業は、障害者雇用の機会を増やしたい、従業員の理解を深めたいと考えている企業を募集し、実際に特別支援学校での学習状況を企業の方に見学いただき、障害者雇用の理解と定着を図るものであり、調査箇所は7月中旬に見学会の実施を予定している小松島支援学校と小牛田高等学園です。

次に(2)ICT機器の活用についてです。優先課題としては2の「多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進」となります。取組方針と達成目標についてですが、モデル校への備品等の整備、

小中学部の児童生徒1人1台のタブレットPCの整備としており、知的障害特別支援学校（モデル校）における児童生徒の障害の状態や特性に応じたプログラミング教育の指導内容、指導方法の確立及び理解啓発を図るものです。

令和4年度の事業概要につきましては、生徒の障害の状態や特性に応じた情報活用能力の育成に必要な指導内容等について取組事例の集積や卒業後の自立と社会参加に向け、生活の中でICT機器をアシスティブ・テクノロジーとして活用できる基本操作の習得、パスワード管理や情報モラルについて障害のある生徒が理解しやすいような指導内容等の充実を図るものであり、調査箇所は今年度のモデル校である岩沼高等学園での視察をお願いいたします。視察時期につきましては、10月から12月を予定しております。

最後に、（3）県立特別支援学校のあり方検証についてです。優先課題としては2となります。取組方針と達成目標については、聴覚支援学校高等部の学科再編、県立特別支援学校の児童生徒数の推移や障害等の状況の変化や社会動向等を踏まえ、通学区域の再編と各学校のあり方を検討するとしております。

実地調査につきましては、狭隘化が課題となっております利府支援学校の現状について視察をお願いいたします。視察時期については、7月中を予定しております。委員の皆様には近日中に調査先の希望をお伺いいたしますのでよろしくをお願いいたします。

最後になりますが、今後のスケジュールについてです。

「資料2-3」を御覧ください。来年2月頃に開催します審議会では、この現地調査等を踏まえて評価をしていただきます。また、翌年度に評価対象とする「主な取組」の選定をお願いいたします。

現在の将来構想は、令和6年度までを計画期間としておりますので、令和5年度の中頃には次期将来構想の諮問を行い、令和5年度後半から令和6年度にかけては、次期将来構想の御検討をいただきたいと考えております。

審議会での評価や、現地調査での御意見等は、事業の充実や、翌年度事業計画に反映するとともに、次期将来構想を織り込んでいくことで、特別支援教育の充実を着実に進めて参りたいと考えております。事務局からの資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【村上会長】

事務局から説明がありました、取組状況と今年度の実地調査について、皆様から御意見、御感想をいただきたいと思っております。具体的などころですと、実施調査を行うわけですが、前年の部分を引き継いでいる反省などもあり、取組状況との推移もありますので、一つ目は、就業定着支援に関わる事業、二つ目としては、ICTを使った様々な取組について、そして三つ目としては、狭隘化も含めた今後のあり方について、この3点を中心に実地調査を考えているということです。そして、昨年度まで議論してきた内容の説明をいただいたところです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤川委員お願いいたします。

【藤川卓志委員】

古川高校の藤川と申します。よろしくお願い申し上げます。

昨年、視察に行かせていただき、通級指導を見せていただいて、良い取組だなどは思いました。

特別支援学校の生徒にとっては、教育の継続性はすごく重要だと思っています。そのためには、高校であっても、通級指導を行う際は必ず2人体制で指導するように前任校で行っておいりました。

これは、1人転勤した際には、新しい職員を入れて、それを継続していくようにするものです。そのため、子どもたちはそれで安心して授業を受けられるのですが、昨年調査でお伺いした学校では、1人の方で、通級指導を行っており、この春に異動されました。せっかく良い取組をしている、人が異動してしまうと、切れてしまう可能性があります。

特に支援学校の先生一人一人スキルが違って、そして得意なものとか、特殊技術とまでは言わないまでも、生徒に合う・合わないなど、いろいろなことがあるため、様々な施策を実施するに当たっては、それがきちんと継続できるように、単純に人事だからといって異動させるのではなく、定着してから、次に繋げるような形をとって欲しいなと思っていました。

それから、支援学校に勤務していた時に感じたのですが、保護者の多くは、社会に出てから安心して生活できる状況を作って欲しいと思っています。

以前自治体の障害者計画の作成について担当をしたことがありまして、その時に聴覚障害の方がおられて、夜とか緊急で病院に行った際に手話のできる人がおらず、その結果、自分の状況をうまく伝えられないという話をされました。そうしましたら、その時いた方が、市役所の職員とか病院の職員に手話を何人か学ばせたいと思いますという話をしていました。

しかし、実際に手話を学んだ方がその夜間の時間に居なければ意味がないですし、異動しては意味が無いことになります。

その際には、手話ロボットが活用できることが分かっており、そのような研修に充てるお金があれば、24時間対応できるロボットを活用してもよいのではないかという話をしました。

今回支援学校さんからも、いろいろな聞き取りをしていると思うので、その子どもたちが社会に出てから、どういう支援があると子どもたちが安心できるのか、その支援が人であれば一番いいのでしょうかけれども、これだけコンピュータが発達した社会ですので、人じゃない形でも使えるものがあれば、そういったものを企業に働き掛けて、設置していただくなり、それから活用の仕方を教えてもらうのもあってもいいのかなというふうに思います。以上です。

【村上会長】

今のお話ですと、いわゆる継続性とそしてICTに関わる部分が重なって出てきました。

ICTというと何かこう、手元で使うという感じがどうしても拭えませんが、実際はいろいろな活用の仕方が、あるのだと思われしますので、そういう学校への導入についてもこれから考えていかなくてはいけないかなと感じた次第でございます。

伊藤先生よろしくお願いします。

【伊藤倫就委員】

昨年度の実地調査に関係することです。進捗状況について、昨年度の実地調査の結果と委員意見の反映状況として議案がまとめられていると思うのですが、そして今年度新しく実地調査があるのですけれども、昨年までの間は反映されているのですが、その後の状況について、年度末辺りにポイントをお知らせしていただくと良いかなと思います。指摘されたことはいいのですが、その後どのように行っているのか、今度の実地調査にどのようにつながってくるのかというのがないと、その年度で切れてしまい、

つながりがちょっと見えなくなるような気がします。

【村上会長】

ありがとうございます。今、仰っていただいたとおりでと思います。
森元委員よろしく願いいたします。

【森元賀奈子委員】

小松島支援学校のPTA会長を務めております森元と申します。よろしく願いします。
私は保護者として出席しておりますが、保護者の中で出る話として、障害の軽いお子さんが行ける学校が少ないという話題があります。

障害の軽いお子さんも支援学校に通っているのですが、重複のお子さんと歩調を合わせる場合も多く、もっと学べる機会が欲しいと聞いておりました。岩沼高等学園や小牛田高等学園で受験者数がとても増えている一方で不合格者も多いという現実で、やはり障害が軽いお子さんが行ける高等学園が求められているのではないかと考えております。

実施計画2番に高等学園の新設や収容定員の拡大の検討とあり、県にもその要望が伝わっていると思っております。その中で資料に「今の旧宮城県教育研修センター跡地を軽い知的障害のある生徒のための私立特別支援学校用地として、活用を進めていく必要があります」と書かれてありますが、何か動きがあるのか教えていただけますでしょうか。

【村上会長】

それでは事務局よろしく願いします。

【事務局】

お答えいたします。
旧教育研修センター跡地に昨年度、開校しました仙台みらい高等学園の開校に当たり、その整備に支援したものであり、この事業は終了しております。

【村上会長】

よろしいでしょうか。

【森元賀奈子委員】

仙台みらい高等学園さんには何人ぐらいが、入学されているのでしょうか。

【村上会長】

私立ですので、所管ではないかと思いますが、情報があればお願いいたします。

【事務局】

昨年度の入学者数にはなりますけれども、18名の生徒が入学しております。
それから仙台みらい高等学園さんでは専攻科も設けており、高等部を卒業されてからさらにというこ

とになるのですが、そちらは2名と聞いております。

今年度は昨年よりも少ないと伺っておりましたが、確定数は手持ちには無く恐縮ですが、高等部は6名、専攻科は2名と聞いております。

【村上会長】

伊藤清市委員、よろしくお願ひいたします。

【伊藤清市委員】

宮城県障害者福祉協会の伊藤です。

私は、3点お話をさせていただきたいと思います。

私は教育現場ではないので、本当に数少ない私の周りの、いろんな障害のある方がいらっしゃいまして私自身、身体障害で車椅子と、毎回要約筆記をお願いしているのですが、数少ないケースの中からお話をさせていただきます。

1点目は、資料3の就業定着支援なり、ICTに関わる場所ですが、今、ある企業に関わっていただいております、就業した後に皆さん求められているのは、結構、資格や検定、離職しない条件などがあります。

あとは健常者と対等に仕事をして行くために、資格試験や検定を取得して、自分のスキルアップをしたいという方々が結構いらっしゃいます。国の検定から民間検定まで、様々なものもありますが、ある程度社会的に評価される資格を取得し、職場でももちろん貢献していきたいという方々に何か学校側から、そういった資格取得のサポートをソフト面でもハード面でもできる要素がないかなど。

むしろ大学を卒業しなくても、ある程度資格を取得していると、大学卒業と同等に扱ってもらえるという話も聞きますし、今後は資格が重要になってくると思いますので、その辺を小さい頃から、資格というのはこういうメニューがあり、これを取得すると、このようなスキルアップできるのだとか、そういったことを話していただけるような機会があると、定着支援とかICTの方も関わってくるのかなどというのが一つです。

二つ目は、いろんな計画にいろんな学校の具体的な名前が出てくるのですが、例えば私は拓桃支援学校を卒業しているのですが、他に名前が出てこない学校であっても、他にも県が学校ごとにどんなことをやったのかというのがないと、ここには載ってないですけど、この学校での実施内容というのが分かるので、計画とは別扱いになるかもしれませんが、県内の学校の一覧的な、特に今年度はこういうところを行っていくなど、その辺があると、とてもありがたいなというか、これは少し個人的な、自分のこともありましたので、お願ひしたいというところでした。

3点目が、合理的配慮、これは事業における合理的配慮もそうですし、生徒さん学生さんが社会に出て、例えば障害者差別解消法でも、合理的配慮は自分の意思表示から始まると、もちろんそれは自分で表明できない方でも、支援者なり様々なサポートを得て合理的配慮をできるということではあるのですが、支援者が変わっても最終的にはどんな重い障害のある方でも一定の支援が重要になってくると思います。こういった点を学生のうちに、合理的配慮の意思を表明するような機会を、それは法律でもそうですけど、法律をさらにブラッシュアップしていくためには、その合理的配慮の積み重ねといえますか、こんな事例があって、タイムリーに事業者と建設的な対話をする中で、過去に同様の事例があるのでそれをもって、合理的配慮に生かしていきましようというのは、我々当事者側が求められるところだと思います。

います。ですので、これは障害もありますけど、どんな障害であっても自分の意思またはサポートによって最終的には意思決定支援をもって、合理的配慮が達成できるような、何かそういったプログラムを設けていただくとありがたいなと思いました。

2月の個別の支援計画の研修もウェブで受けさせていただきましたけど、本当にこの現場ではわからないことをたくさん学ぶことができましたし、やはり当事者の考え方というのをいろいろな現場で生かしてもらいたいことをお願いできればなと思っております。以上3点です。

【村上会長】

就労の場における資格等含めた課題、例えばそれを在学中は、在校時はどうなのだろうというようなことを御指摘いただきました。

それから学校を社会に学校名ではなくて中身をアピールするというのも行ってはどうだろうということ。学校のウェブサイトには、なかなかそれが一覧となっていないというのは確かにあります。

そして三つ目としては、合理的配慮の最終的な意思を決定する点もそうですけども、意思を表示する方法がまだまだ難しい部分もあるのだろうということでした。

もし今の点について事務局で何かありましたら、よろしくお願ひいたします。

【事務局】

まず1点目の資格検定関係ですが、現在、高等学園で介護職員初任者研修の事業所認定を受けておまして、その学校の教育課程を卒業する終了すると、介護職員の研修を終了しましたということで、担当課の方に申請をいたしまして資格を取得いたします。

このように取り組んでいる学校が、女川高等学園と、岩沼高等学園川崎キャンパスでございます。

二つ目の各支援学校の取組としましては、秋に特別支援学校文化祭を県庁ロビーにおいて11月に開催予定でございますので、そういうところでも広げながら事業を進めてまいりたいと思っております。三つ目に関しましては、あらためて承らせていただきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。

今の1番目の職場における様々な資格等について、本田委員の方から就労と資格との関係で、何か御意見いただければと思ひます。

【本田聡一郎委員】

宮城労働局の本田です。よろしくお願ひいたします。

我々は、主に労働基準監督署、それからハローワークなどを所管しているのですが、就労支援ということであれば、ハローワークっていうところになるかなと思ひます。特別支援教育にかかわらず、最近としましては、その人への投資ということで、様々な職業訓練や研修を通じてスキルアップを図り、企業全体の生産性を高めていこうという流れがありますので、従来の職業訓練もありますけれども、最近の傾向としては、より専門的な技術や資格を取得するような職業訓練というコースも様々な設定しており

ます。訓練につきましては、民間の訓練施設に委託して行う訓練と県の運営している高等技術専門校で、そちらでの訓練なり様々な訓練を通じて就労に結び付けるような働き掛けは以前からございましたけれども、最近には特にそういった動きが顕著になってきたと思っております。

それから問題としては、様々な職業訓練のコースがあり、そういった教育を受けていただくのですが、一番の問題はその訓練が終了した後にどういった形で、就職に結び付けていくかということです。訓練を受けたが、訓練が終了した後に就労に結び付かず、せっかく学んだ知識なり技術を生かす機会を得られていないということがありますので、訓練を受けていただくと同じように、終了した方が速やかに、就職に結び付けていくにはどうしたらいいかというところが、我々の思い悩んでいるところでもあります。解決に向けて様々な検討をしていきたいと思っておりますので、これからもハローワークの方を活用していただければと思っております。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

どうしても私たちはそういうところは疎いので、教育現場は、そういう視点をどうしても入れていただければ、先ほどの伊藤委員の御指摘がより生きるのではないかなと思った次第です。

次に、杉浦委員、よろしく願いいたします。

【杉浦誠一郎委員】

利府支援学校の杉浦でございます。よろしく願いいたします。

進路に関してですが、卒業生が障害者能力開発校に進学しています。高等部が終わってからの次のステップを自分で選び進みました。能力開発校には各障害種別にウェブデザイン、サービスビジネス、パソコンの基礎等を学ぶ機会があります。今までは高等部を卒業したら、就職あるいはA型、B型、生活介護というところで決まっていたと思うのですが、変わってきていると感じるのは、高等部を卒業してからも学びがあるというところに、今、移行してきて、その流れが始まっているのかなと感じておりました。

また、先ほどの介護職員初任者研修についてですけれども、ある専門学校で、介護職員初任者研修を受けた支援学校卒業の生徒が専門学校に入ってさらに学び、国家資格を取れないかという研究も始められています。そのように、障害があってもキャリアアップを図って、自己実現を目指していくというような動きを県としてバックアップしていただければと思っておりました。

【村上会長】

ありがとうございます。

今の時代ですので、半分は大学生になるというようなことと全く同じ状況が、障害を持っている子どもさんたちでも起きているのだらうということは御存知だと思います。

そういう方向に、次の審議会で対象になるのかなと思いますけれども御検討ください。

よろしく願いいたします。

千田委員よろしく願いします。

【千田裕子委員】

NPO法人の運営する就労継続支援B型事業所の管理者、それから福祉の相談支援専門員をやっております千田裕子と申します。

実地調査に関することになりますけれども、就労支援の重要性を私も実感しているところです。学校教育の場は、そのお子さんが持っている力を最大限引き出して、伸ばすことができる場として、非常に重要な何年間かと思いますが、社会に出た後の長い人生をどう生きていくかということの方が年数として圧倒的に長いので、そこも合わせて考えていく必要があるのかなと思っていました。私が関わっていることで申し上げますと、就労継続支援B型事業所で様々な経験を積んで一般就労をしたという方が何人かいます。

また、支援学校の高等部を卒業して、あるいは大学卒業後やいろいろの人生経験の後に就労移行支援事業所に通うようになり、そこで様々な訓練を経て就職をするという方もいます。

その中で、20代の若者が一般就労後につまずいている例が複数あり、とても気になっています。

なぜつまずきが起こるのかについては、二つのことがあろうかと感じています。まず一つは、職場の理解ということですね。就職する時には障害の状況について説明し、分かりましたということで採用はされるのですが、だんだん時間が経ってきますと障害理解がどんどん薄れてきてしまい、その方の障害特性が理解されなくて、非常に働きづらい状況になり、追い詰められて、辞めてしまおうかと悩む方が何人かいます。

そこで就労に関する支援機関がありますので、間に入っていただいて、様々な動きをとっているのですが、実は企業側の障害者雇用に対する理解がなされていないと言ってもいいかもしれません。コロナ禍ということもあって企業が大変厳しいということは分かりますが、障害者雇用で雇用されている若者たちが、若者に限らず、非常に辛い思いをしているという現場を見えています。

実地調査ですが、支援学校で就労定着支援に向けてどのような教育指導がなされているかということももちろん必要とは思いますが、障害者雇用に積極的で、就労定着もしていますよという企業がいくつかあると思うのですね。そういうところを実地見学してはいかがかと、御提案申し上げたいと思います。

もう一つこれは本当に現実的な問題ではあるのですけれども、障害のある方が一般就労でつまずくもう一つの要因としては賃金です。おそらく、国の考え方なのかもしれないのですけれども、障害者年金を大抵の方は受けており、障害者年金プラス給与で、これぐらいあれば自立できるだろうというような、そういう考え方なのか給与体系が非常に低い形で押さえられており、そのような現実ではとても経済的自立ができないということで、悩む方が多いということもあります。それも含め、実地調査の中に学校だけではなく、一般企業も御検討いただければと思います。

また、全く違う話なのですが、教員の確保について、特別支援教育に当たる先生方が、大分疲弊してらっしゃるという話を聞きます。宮城県はどうか分からないのですけれども、他県の現状だと教員そのもののなり手が非常に少なくなっていると聞きます。宮城県の場合、特別支援教育に関わりたいたいという、採用試験での現状など、教えていただけるとありがたいと思います。

【村上会長】

ありがとうございます。

まず採用試験に関わるることについて伺えますか。

どうぞよろしく願いいたします。

【教職員課長】

採用のところまでというところで、なり手が減っているというお話もありますけれども、確かに全体として特別支援に限らず、選考試験における倍率というものは、現在、採用者数を増やしているというところもありまして、やはり倍率自体は下がっているというところがございます。

ただ、特別支援学校というところに関しますと、その選考の中でも特別支援枠というのを設けていまして、そこを希望する方は一定数おりまして、かつ、また増えてきているという現状でございます。

以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。

それでは次に、吉木委員お願いします。

【吉木修委員】

塩竈市教育委員会教育長の吉木でございます。

後期計画のお話や、実地調査の説明も受けて、教育において小学校1年生の入学を入口だとすれば、高校卒業からの就職っていうのが出口とその教育の中で言えば、出口の話が中心となっていたので、我々は義務教育を見ている教育委員会として考えていくと入口がすごく重要な部分がありまして、今までの話とは若干ずれる部分もありますが、後期計画の中にその辺も、就学のあり方に関して、福祉とか医療機関との連携を図るというようなところも重点の課題として出ているところでございますので、その辺を今後もしっかりやっていただければなと思っていますところですよ。

実は塩竈市では、幼保小連携が学びの土台づくりとして進んでおり、幼稚園保育所に市教委の担当者が、2か月に1回は全てのところに行って、幼稚園と連携し、市の保健福祉の保健師さんも入って連携している部分があるのですが、その辺をやはり県教委さんの方も県の保健福祉部と連携して市町村に下ろしていただければ、強化が図られるのかなというところがございます。

市教委の方では割愛で学校の先生を指導主事として採っているのですが、どうしても特別支援に特化した指導主事を採ることは難しく、通常学校の授業を指導するような指導主事が中心となってしまうのですが、そこに就学支援の指導主事を付けていくわけですけども、やはり指導主事のレベルによって若干ずれが出てくるところがあり、その辺も教員の資質向上としてやっていかなければならないというところで、市教委の方でも福祉、保健部門や保育部門と連携してやっていますので御理解をいただいて、県教委さんも関係部局とやっていただければと考えております。

また、教員不足に関しては先ほど教職員課長さんがおっしゃったように、若干少ない部分でございますけど、実際に現場は育児休暇や病休で欠員になると、そこを補充する講師が見つからない状況です。4月のスタート時点ではよいのですが、育休や病気で、欠員が出ると、そのあとの講師がなかなかついてこないっていうのが、小・中学校の現場の現実でございます。やはり講師不足といいますか、教員不足というのは全国的にあるのかなと考えております。

あと、先ほど藤川委員がおっしゃったように、私どもは特別支援担当の先生が専門的に異動していく時代にそろそろ入っていかねばならないのかなと、個人的な思いですけども、新任を支援学校に入れて3年過ぎたら、通常の学校に異動するということにつきましては、それは大変すばらしいことだと思うのですが、通級にしても特別支援学級の指導者にしても、やはりそこをうまく専門的に育て、異

動の時期になったら、通常の学級を持つのも必要かもしれませんが、そろそろその辺の考え方はなくて、専門的にやっていくということも考え方としてあるのではないかなと思います。

そういう形で特別支援教育の充実を図る教職員の人事に関して行うことも一つの方法ではないかというように思っています。以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。一つ戻しますね。

先ほど千田委員からお話があった、就労に至る学校現場での話の見学をもちろんですけども、就労先の話を見学の対象にしてはという御意見をいただきました。

この審議会が始まる時に、企業の社長様が委員でした。それでその方のお話しでは、学校と親御さんは18歳まで育てて、就労してもらえば何とかかなと思っているかもしれないけども、受ける側はそこから先の人生を長いと思って育てるのですと、ずっとお話しをしていました。ですから、先ほど千田委員の職場等も見学の対象にさせていただいたらどうだろうということについては、御検討いただきたいと思います。

また、吉木委員のお話ですと、入口のところについても、最初の審議会のところ、保健師さんが以前に参加していただいております、連携することによって乳幼児期、幼児期そして幼稚園や保育園から学校へというところのつなぎ目についてすごく大事だというお話をいただきました。それでこの計画ができていますが、その連携のことについてお話を伺えればと思います。

相澤委員いかがでしょうか。

【相澤育委員】

加美町の相澤です。よろしくお願いたします。

私は保健師の立場で参加させていただいております。

会長さんからお話がありましたように、就学に向けての連携は重要だと思われ、そこに力を入れさせていただいております。保育所・こども園・教育委員会と一緒に、就学に向けお子さんのニーズに合った状況をきちんと学校に引き継ぐということに大事にしています。

本来であれば5歳児健診が求められているところだとは思いますが、マンパワーの問題や、近くに専門医がいらっしゃらないということもあり健診には至ってません。それに代わるものとして、遠城寺式の発達検査の項目を指標とし、書面で年齢相応に課題ができていないか保育士等に確認してもらっています。町ではKISSシートというネーミングで、令和2年から実施しています。

年中から各園等で確認してもらい教育委員会に上がってきたものを母子保健と子育ての保健師等が、健診等での発達の課題や家庭環境等の情報を追加し学校に引き継いでいます。幼保小連携とは別に、教育委員会を中心に情報共有を図れるよう配慮してもらっています。

年中さんは年長から就学までの間に、必要な項目についてもう一度確認いただくために、園にコメントを付け戻しています。就学が一番近い健診は、3歳半健診ですが、そこで親御さんも心配なことがあり、私たち保健師も経過を見た方がいいという場合は、その場で同意をいただき、園等と連携をさせていただくところから、保健師の介入が始まります。その前から支援が必要な方もいらっしゃいますが、きちんとスクリーニングできることを目標としています。

年長さんにつきましては、その状況を学校に丁寧に引き継ぐということをお願いしています。

幼保小連携のとは別にそのような状況を作っていたいている状況です。

加美町に週2日ですが、公認心理師に来ていただいています。就学前までは母子保健で丁寧に見ていただけますが、学校に入るとなかなか相談できる場所がない状況です。

グリーゾーンで入学されるお子さんも多く、お母さんから学校に入る前は相談できたが、学校に入ってからはどこに相談したらいいかわからない。という声をいただき、入学後は子育て支援室が中心となり、親御さんや学校からの相談を受けています。

乳幼児発達精密検査もですが、学童期でも地元で検査ができ、学校もお子さんの状況を共有することで、お子さんに合った教育が受けられることが大事だと思っています。

課題を抱えながら次年度どうしたらいいだろうというときに、方向を間違わず適切な支援を受けられるよう、学童期の発達検査も含めながら、学校と親御さんとの連携を図っているところです。今後もお子さんも親御さんも困らず、成長も見守っていけるような体制を強化し、切れ目ない支援に向けて努力していきたいと思っております。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

個別の移行支援計画を必要とするのかなという、そういう基本的な問題に関わってくるのですが、先ほどの就労先というのもありましたけども、今年度は無理かもしれませんけども乳幼児段階のいろいろな健診の場所というのなかなか難しいかもしれませんが、そういうものを我々が知ってというのはとても大事なことなのかなと思いますので、これは御検討いただければと思います。

【事務局】

就学前の取組について、後で伺っているものについては御紹介をあらためてさせていただきたいと思っています。

昨年3月には、就学前から作る個別の教育支援計画ということで、こちらを幼保の先生方が対象のもので、いわゆる就学後は教育支援計画を作ることになっているのですが、その前の段階から作っていただいて、小学校、小学部へ、引き継ぎしていただければということで、手引きを作成したところがございます。

昨年度は研修会を2回オンラインで土曜日にさせていただきまして、参加者は延べ300名を超え、幼保の先生方に御参加をいただいております。

今年度につきましては、ちょうど18日になりますけれども、第3回目という形で、昨年度から続いて、開催をさせていただき、現在100名を超える申込みがございます。

なお、昨年度手引きを作成した際に、若干ですが、これのどこを讀んでいいとか、本当に基本的なところが少し分かりにくいということで、今年度はQ&Aということで、リーフレットなどを作りながら対応していければということで取り組んでいるところが一つでございます。

もう一つですが、各特別支援学校の方で、地域支援コーディネーターを配置し、センター的機能ということで、各小中高からの相談を受けるのですが、各コーディネーターの方では、市町村からの御相談で、いわゆる未就学のお子さんの相談を受け付けておまして、御要望いただければ対応するということも取り組んでまいりましたので御紹介させていただきます。以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。
片岡先生お願いします。

【片岡明恵委員】

塩竈市立月見ヶ丘小学校の片岡と申します。

今日はたくさんお話を伺って、勉強になるなと思っておりました。県の方の様々な働き掛けがあって、福祉部門、小・中学校や各機関で、障害のあるお子さんたちの理解っていうのはとても進んでいて、それぞれの分野で頑張っていると感じているところです。

大きなこの時代の流れに合わせて、学校も大きく変わってきていると感じるのですが、先ほど伊藤委員のお話の中で、合理的配慮、自分の意思表示から始まるのですとお話がありましたが、まだまだ私の学校にいる支援学級のお子さん、あとはグレーゾーンのお子さんの保護者の方々は「すみません」っていうことをおっしゃるのです。迷惑かけてすみません。ではなくて、そのお子さんの苦手なところも含めてその子ですよと、謝ることは何にもないですよとお話をしますが、まだまだ保護者の方あとは子ども自身、当事者の気持ち、時代の流れに合ったところまで高まっていないのだなと感じていました。それを上げてくためのツールは、やはり個別の教育支援計画なのだろうと思うのです。

お子さんのいいところはここで、苦手なところはここだから、皆さんの力を貸してということが当たり前前に外に発信できるようになっていき、それがずっと県で頑張っている切れ目のない支援というところに乗っていけば、そのデータがしっかりと企業さんの方にも伝わり、その子の苦手な部分も含めて受けとめてもらい、そして豊かに働けるというところに繋がっていくのかなと思っていました。

幼稚園、保育園の個別の支援計画について、幼稚園、保育園の先生方が、いろんなところでこれすごくいいの、どうすればいいかっていうのがみんな情報交換できるようになって、すごくいいとの話を聞いていました。

その話を聞く中で、小学校も中学校も、ある程度高校も支援学校もシートが、同じような内容であれば、それを作成するところのスキルというのも教員間で情報交換しながら上げていけますし、一つ子どもを見る視点や保護者と関わる際の対応などがそろってくるのかなと、それぞれの現場で頑張っている点の取組をきちんと線で繋げていくことができれば、大きな支援体制が整っていくとも思っておりました。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

切れ目がないっていうのは、この審議会のテーマそのものなので、本当にそれに向かうというのは難しいことだなと思います。

ここで一旦、換気をしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

【進行】

ありがとうございました。

それでは、休憩に入りたいと思います。再開は午後3時55分とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

～ 休憩 ～

【進行】

それでは、お時間がまいりましたので引き続き、会長よろしくお願いたします。

【村上会長】

4 報告 第 2 期特別支援学校環境整備計画改訂の方向性について、事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

よろしくお願いたします。

【事務局】

特別支援教育課の菅原と申します。

私からは、第 2 期県立特別支援学校教育環境整備計画改訂の方向性について御説明申し上げます。

資料 4 を御覧願ひます。現在の県立特別支援学校の狭隘化対策につきましては、平成 29 年度から令和 6 年度までの 8 年間を計画期間とする第 2 期県立特別支援学校教育環境整備計画に基づき、県立特別支援学校の新設や分校の設置、仮設校舎の整備などにより児童生徒の増加に対応してまいりました。しかしながら、近年の特別支援学校児童生徒数の推移や G I G A スクール構想、国による設置基準の公布など、計画策定時点では想定していなかった様々な状況の変化がございます。このことから、当課といたしましては第 2 期県立特別支援学校教育環境整備計画の見直しが必要と考えており、皆様からその方向性につきまして、御意見を頂戴したいと考えております。

はじめに参考 1 を御覧願ひます。この参考 1 につきましては、前回の審議会において配布したものと同様の資料ですが、前回は令和 3 年度までのデータを記載していたところに、新たに令和 4 年度の数値を追加したものとなります。上段左のグラフは、第 2 期県立特別支援学校教育環境整備計画に記載しております平成 28 年度時点の知的障害特別支援学校の小学部から高等部までの児童生徒数の見通しです。

第 2 期県立特別支援学校教育環境整備計画の 3 ページ、図 2 と 4 ページ図 3 の合計をグラフにしました。上段右のグラフは、平成 28 年度から令和 4 年度までの、知的障害特別支援学校の小学部から高等部までの児童生徒数の実績をグラフにしました。その下のグラフは、上段の 2 つのグラフ、平成 28 年度の児童生徒数の推計と実績の差をまとめたものです。推計と実績の差のグラフを見ますと、児童生徒数の総数は、折れ線で示したとおり、105 人少なくなっております。学部別に見ると、棒グラフで示したとおり、小学部では 219 人多くなっている一方で、中学部では 80 人、高等部では 244 人少なくなっており、昨年度よりも全体の乖離は若干少なくなったものの、学部別の乖離はますます広がったことが判明いたしました。

乖離が生じている理由につきましては、推測となりますが、小学部の増は、特別支援学校に対する理解が就学前児童の保護者にも進み、個別支援が得やすい環境を望む保護者が増えたことや、医療の進歩等によって重度重複や医療的ケア対象児が増えていること、中学部及び高等部の生徒の減は、小学部から特別支援学校に入学した児童が増えたことに加え、各中学校の特別支援学級に在籍している軽度の知的障害がある生徒の卒業後の進路が、私立特別支援学校やサポート校へ進学するケースなど、特別支援

学校以外を選択するケースが増えてきたのではないかと考えております。

このことから、児童生徒数の総数は見通しよりも少なく、想定よりも狭隘化が進まなかったとの見方もありますが、平成29年度以降、特別支援学校の小学部へ就学した子どもが、高等部を卒業するまで在籍すると仮定した場合、小・中学校の特別支援学級から特別支援学校の中学部や高等部へ進学する生徒が横ばい又はわずかに減った場合でも、児童生徒数の総数は今後も増える可能性があるのではないかと考えております。

裏面の参考2を御覧願います。こちらも前回の審議会において配布したものと同様の資料ですが、前回は令和3年度までのデータを記載していたところを令和4年度の数値で更新したものとなります。今回の試算で、分校を含む26校中、前回の8校から1校増え、9校において校舎の現有面積が設置基準で定める面積を下回ることが分かりました。今回新たに基準を下回った学校は、名取支援学校名取が丘校となります。

再度資料4を御覧ください。第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の骨子と見直しの方向性案と題したA3の資料となります。上段が現在の整備計画の骨子、下段が見直しの方向性案となります。現計画はⅠのはじめにからⅣの教育環境整備計画の4つの大項目でしたが、改訂後は新たに「Ⅲ整備方針の見直しの視点」を追加し、5つの大項目としたいと考えております。

次に、大項目ごとの見直し案ですが、Ⅰはじめにの中では、先ほど来御説明申し上げておりますとおり、平成28年度推計と実績が乖離していることや、特別支援学校設置基準の公布、追加対策の必要性など踏まえた計画の見直しについて、記載したいと考えております。

次に、Ⅱ県立特別支援学校の現状と課題につきましては、児童生徒数の推移のグラフを最新の数値に更新する予定です。また、軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場については、近年定員を下回る高等学園も見られることから、記載内容を改め、教育環境上の課題につきましては、令和3年度に特別支援学校設置基準が示されたことを踏まえ、設置基準と教室不足への対応と整理して記載したいと考えております。

次に、今回の整備計画見直しのポイントを明確にするため、新たに大項目をおこし、Ⅲ整備方針の見直しの視点として、追加で記載したいと考えております。具体的には、平成28年度時点の課題認識と昨年度末時点の現状はどうであったのかという点、例えばGIGAスクール構想や感染症対策など、平成28年度時点ではなかったニーズや事象がありますので、課題認識はどのように変わったのか、これまで実施してきた対策はどうであったかという中間評価を記載することを想定しています。

次に、Ⅳ整備方針ですが、見直し前では6つの整備方針を掲げておりましたが、今回の見直しに伴い、新たに整理し組替えを行うことを考えております。まず、見直し前の1のインクルーシブ教育システムの推進に2の仙台圏域の後期中等教育の整備拡充を統合し、特別支援学校以外の進路選択を含めて、障害のある子どもや保護者のニーズに応じた教育環境の整備につながるよう見直しします。

次に、見直し前の4既存施設・設備を有効活用した整備と6併置型特別支援学校の設置に向けた整備を含め、見直し後の2設置基準を踏まえた狭隘化対策の検討として項目を起こします。この中では、基準を下回る学校・地域の追加対策や、基準を大幅に上回る学校の在り方検討について盛り込みたいと考えております。

次に、見直し前の3老朽化対策ですが、早急に狭隘化対策が必要な学校の中には、老朽化改築の時期を待つ暇のない学校もあります。また、知的障害以外の特別支援学校にあつては、老朽化に伴う改築時期を見据え、児童生徒数の推移や立地条件、社会的ニーズを考慮した学校の在り方を検討した上で、総

合的に判断することが重要であると考えております。

最後に、次項のV教育環境整備計画との整合性を図るため、見直し後の5切れ目ない教育環境の整備を追加しております。

次に、V教育環境整備計画ですが、平成28年度当時に策定したハード面の諸対策としての7つの取組及びソフト面の諸対策としての4つの取組について、いずれも既に完了した取組や策定後に実施した追加の狭隘化対策があるとともに、新たに出てきた事業等もございますので、それらに対応した形で、御覧のように内容を見直したいと考えております。

最後に、改訂に向けてのスケジュールですが、今年度末の審議会において改定案をお諮りしたいと考えておりますが、次回の審議会において中間案を皆様にお示ししたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

【村上会長】

ありがとうございます。

いろいろな要因、特に子どもの数はもちろんですが、特別支援学校を選択するか、あるいは小学校・中学校を選択するかということ、それから、そういう状況から見ると、小学部を選ぶ方々が圧倒的に多くなってきたという状況ですね。

当初の計画では、インクルーシブ教育システムを構築するために、特別支援学校を選んでいただくのはもうその通り、とてもありがたいのだけど、だんだん縮小していく方向に行けないだろうかっていうようなことを審議会としては考えていました。

つまり、いろいろな学校で特別支援教育的な対応をしていただけるということを目指したのですが、選んでいただくのは私どもの立場からするとありがたいことではありますが、制度設計上はどうなるのだという、問題が出てしまいました。

それが今回の見直しの方向性というような御提案だと理解しますがよろしいでしょうか。

そうなりますと、それに合わせて様々な事業、あるいはその方向性も見直すという提案ということになります。前半の部分の関連もありますので、前半の部分でまた御意見等いただけてない場合はそこも含めてこの後半の見直しの部分についての御意見もいただければと思います。

実際に小学部を選ぶ方々が増えてくるとなると、それ以前の段階と、いろいろな相談などがあるかと思いますが、今先生いかがでしょうか。

小学部を希望する生徒さん親御さんが増えてきていることと、それから、これからどうなっていくのだろうという就学前の子どもさんも見えてらっしゃる今先生の意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

【今公弥委員】

診療現場で相談を受けていると、小学部の支援学校を選択される方が増えていると同時に、普通の学校でも問題にされているという表現が悪いかもかもしれませんけれども、配慮を必要とするお子さん全体が増えていると、考えざるを得ないと思っております。

特別支援学級や特別支援学校を必要としている方の数が増しているというのが実態だと思いますから、特別支援学校がそのセンター的機能を充実することによって、特別支援学級や普通学級の中で指導されている方へ、指導されるべき情報が正しく伝わるような、仕組みが必要であると思っております。

実際に相談を受けている側から申しますと、特別支援学級を充実させると同時に、先ほどのお話がありましたけれども、支援を求める力というのをも育てていかななくてはいけないのと思うことがあります。

やはり、何もしなくても支援がされるというよりは、支援を求めていくことによって、自分に必要となることは、自分で求めてやっていく経験を、小さい頃からしていくということが大事なのかなと思っております。実際に就労もそうですけれども、せっかく就労支援を受けながら、なかなかそれが定着できていかない。ただ、企業側の努力もさることながら、そこで支援を求めていくことがなかなかできていない方も多いように思われます。

やはり、支援を充実させるのと同時に、それを自ら求めていくことでうまく実現することができるのだということを小さい頃から教育していくということが大事かなと思っております。

そういう点からも特別支援学校が、その支援を充実させる環境整備と同時に、自ら支援を求めていく子どもたちを育てていくことが大事だということも伝えていけばよいと思います。

【村上会長】

ありがとうございます。

支援を求める力はとても大事なんじゃないでしょうか。私も障害者ですけども、支援が必要な時に、今は言っているのかなってというようなこともあります。

子どもさんや親御さんたちはそう簡単にはいかない部分もあるので、そういうことも、今後の計画の中に、なかなか書き込める部分はないかと思うのですが、お考えをいただければと思います。

次に、山川委員、よろしくお願いします。

【山川美和子委員】

名取市手をつなぐ育成会の山川と申します。

以前にも少しお話をしたことがあったことと関連するのですが、今先生がおっしゃった小学部や特別支援学級の増加しているところではですね、多分教育関係の方や相談の方には言いにくいことは、保護者同士の間では聞こえることがあります。

現在小学部に上げられた方とか中学部のお母さん方に聞きますと、やはりさっきもお話したのですが、お母さん世代が、昔のような学校私たちのような時代のとは違って、いじめとか、そういった環境が陰湿になってきている時代のお母さん世代になっているです。

そうしますと、自分の子どもに障害があるとなると、いじめの標的にされやすいというところが、実は真相の中にありまして、そして、自分たちが学校にいた頃も、そういうことを見てきたということは、自分の子どもが特別支援学級にいった際に、それは起こり得ることを懸念されてということもお考えの方は実際にいます。

あと先ほど片岡委員もおっしゃっていましたが、この審議会をこれまで何年か出ささせていただいて、すごく配慮し一貫性がある教育を作ろうということで努力されて、そして一生懸命やっていたことは私には伝わるのですけれども、障害者の親にそれは伝わりにくいところがありまして、ハード面ソフト面も含めて、一生懸命フォローし、バックアップしていこうという体制があるにもかかわらず、保護者が育っていないのですね。

やはりこういう時代なので、学校に行ったらそのあとの放課後からは、放課後デイサービスに預けて、子どもと接する時間ってというのは、お仕事ということも本当にあるのですけれども、こう接して子ども

がどうやって泣いていたか、笑っていたのかを一緒に悩み苦しむ時期がすごく少なくて、親が育っていないってところが、すごく感じるところがありまして、何か整えられていくと、それが当たり前になってしまっているんで、自分たちが悩まなくても、進路のルールが引かれているものだと思っているところがすごくあるのです。ですから、学校に行ったら、もう学校が卒業後も面倒を見てくれるのだっていうのは、どうしてもそういうふうに思いがちなお母さんの中には本当に多くいらっしゃいまして、学校行事もそうですけど、なかなか、学習発表会とか、そういった行事に、保護者の方がお仕事を理由にというのがありますけれども、参加される方が少ないのではないのでしょうか。

どこの支援学校や普通学校でも、親が子どもを学校に預けてしまえばどうにかなるという感覚がどうしても拭えないところがありますので、この幼少期の一番、本当に幼稚園に入る前、母子通園施設っていうものが前あったのですが、そういったところでお母さんたちが一緒に子どもと過ごして泣き笑いをしながら、自分を育てていかなきゃいけない場所がもうなくなりつつありますので、そういうところを私はすごく懸念しているところです。

先ほどの皆さんがおっしゃったように、入口が本当に大事でして、卒業後も当然長いので大事なのですけれども、入口でいかに選択できるかっていうところは、やはり保護者しかいないので、そのようなところで、もう少し保護者と一緒に連携できるような、共生できるようなところがあれば、中身の問題点とかも分かりやすいしというところでは、保護者をどうにか教育する体制づくりというのも考えていただければいいのだと毎回思っているのですが、なかなか教育現場の方から保護者に対して、保護者の考えていることは違うのだよとは言にくいとは思いますが、どうしても学校がやってくれるのでしょうとなりますので、最終的には本人と親がすべて何でも決めるのだよっていうところは、はっきりと自覚させなければいけないことですので、そういうことを分かるように、一緒にやれる体制をどうにかできればと、すごく感じているところであります。

【村上会長】

ありがとうございます。

先ほどの合理的配慮の話も本人あるいは保護者の方と、最終的に決めるのだっていう、基本原則がありますよね。

今のお話もやっぱりそういうものを基本にあるのだという、制度ができると自動的に、私たちもできるだけ負担がないようにと思っているいろいろ議論してきたところですけども、保護者に育てていただくという御意見というの、制度としてどう落とし込むか、事業としてどう落とし込むかは難しいですけどやはり入口のところ、あと日常のその親御さんとの様々な学校現場での意見交換をきっちりということになるのかなと思うのです。

今のような親御さんの点も含めて考えると日常的に相談など、受けられている方々が何人かいらっしゃいますので、庭野委員いかがですか。

【庭野賀津子委員】

合理的配慮の考え方というところについて私も日頃感じておりまして、やはり合理的配慮というのは、まずは親御さん、そして本人からの希望があって、そこで希望の申し出があって始めるものだと私は考えておりますが、一方で親御さんは、何をお願いしていいのかというところから分からないこともありますので、やはり親御さんに御理解いただき、そしてどういったニーズがあるのかお子さんにとってど

ういったことが必要なのかということ、啓発といいますか、親御さんに御理解いただくような機会を作ることも必要なかなというように思っております。

少し保護者の問題から外れますけれども、この教育環境の整備のソフト面として大事なものは、教育の質の向上ではないかということ、を常日頃感じております。

保護者の方々が特別支援学校を選択するということが増えてきているということは、それだけ学校に対する期待が大きく、特別支援学校であれば、専門的な教育が受けられるという期待があつてのことだと思いますので、それに応えられる質の向上というのは常に意識していかなくてはと思っております。

現状では、もちろん時間のある先生がたくさんいらっしゃる一方で、特別支援教育の経験があまりない、特別支援教育の免許を持っていないという教員も特別支援学校に配置されておりますので、特別支援教育の専門性という点でよりさらに専門性向上に向けた取組が必要ではないかと思っております。

あと、特別支援教育の現場、特に特別支援学校において、より先生方の人手が足りないとか、大変だ、忙しいといつもおっしゃっておりますので、現状本当にそうだと思うのですが、特に大変なのは、障害の重いお子さんたちの指導において、教育的な指導だけではなく、どうしても介護的な面、トイレ介助であるとか、食事介助であるとか、そういったものの介助も教員が担っているというところで、腰を痛めたとか、体力的にきついかというような声もよく聞きます。

私は常々思っておりますのは、そういった介助の部分においては特別支援教育支援員という方々を活用すべきではないかなというふうに思っております。現状では特別支援教育支援員というと、小学校、中学校の発達障害のお子さんたちへの支援に当たっている場合が多いと思っておりますけれども、もっと活用の幅を広げて特別支援学校あるいは特別支援学級にも支援員の方々が活躍できるような方法を設けるとよろしいのではないかなと思っております。

その場合、支援員さんについて、日本では資格というのをございませんけれども、アメリカやイギリスの特別支援教育の現場を視察しまして、多くの支援員が活躍しているという現場を見てきたのですが、アメリカにしてもイギリスにしても支援員さんの研修というものをしっかりと行ってございまして、教育委員会の方で何十時間というふうに設定をし、かなりの時間数の研修を受け、研修を受けたという修了証明書を受領した上で、現場に出ているので、そういった意味では支援員の方は、ある程度専門性が身に付いているということになるのですけれども、そういった、きちんと研修などを受けた支援員さんをどんどん配置していただくことにより、よりきめ細やかな支援を子どもたちに提供できるのではないかなというふうに考えております。そういった面も、環境整備の一環として御検討いただければと思っております。以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。

今の件いかがでしょうか。支援員等の研修は結構やってらっしゃるところもありますけどね。

委員会単位でやっていますか。市町村の単位でやっているところが結構あると思います。

ただいまの庭野委員のお話ですと、項目とすれば医療的ケアの体制のところとの兼ね合いというのを考えられるかなと思うのですね。

【事務局】

特別支援員の研修についてお話がございました。

県が行っている研修というのは、実際はないと考えております。国の制度上、支援員の配置は小中高校ということで、特別支援学校には制度的に対象にはなっていないところではございます。制度的な研修といったお話もございましたけれども、市町村の皆様と協力しながら考えていくものと思います。

【村上会長】

介助員は障害の領域においては、結構配置されている地域もあると思うのですが宮城県はないかな。

【事務局】 村田総括

研修についてのあらためての調査は行っていません。

【村上会長】

それではですね、まだ御発言いただいてない方もいらっしゃいますので一言ずつでもお話をいただければと思います。

【伊藤清市委員】

二つだけお話しさせていただきます。合理的配慮の話とか、いろいろと皆さんから出ましたけれども、単に障害がある人自身の積極的な活用というかコミットと申しますか、もう少し進めていただいてもいいのかなと思います。あまり合理的配慮になかなか慣れてない方とか、自立しましょうと言ってもその自立について何かメニューがなければ選択はできないわけですし、例えば私だけじゃなくて先輩の方々からそういった話を聞きたいとか、保護者の方にも我々からお話できることとか、いろいろな障害分野で例えば育成会さんも話合いが結構盛んになっておりまして、自分たちで会社のことを学びたいとか、そういった取組はされていると思うのです。

厚労省でも、このケアヘルパーを相談支援事業所に常勤化配置させて、それで事業者に加算を与えようというような仕組みが令和3年度から出てきており、まずはそこをケアするという高まりが強くなってきていると思いますので、どこからスタートするかなかなか難しいところがあるのですけれども、合理的配慮はしつつ、保護者の方や障害のある方を支援する力、自ら求める力を育てていくために、当事者自身の関わりというのは、これからますます必要になると思いますので、当事者的な感じで申し訳ないのですけれど、どこか当事者の関わりみたいところが明確に入っていると、今後何か具体的なものが進められるのではないかなと思いました。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

今のケアの話からすると、先ほどお話があった親御さんも、ケアヘルパーを必要としている親御さん、多分いらっしゃると思うのですよね。

そういう方々との交流は確かに昔よりは大幅減ったなっていう印象がありますよね。支援を求める力を育てる支援はどこかで、その事業の中にやれそうな項目がいくつかありそうな気がするのです。

まだ御発言いただいていない、高橋さんよろしく願いいたします。

【高橋知子委員】

緑水亭の高橋でございます。

環境整備計画の案の中に、前半の資料にもたくさん出てきておりますけれども、整備方針のところインクルーシブ教育システムという言葉がよく出てまいります。旅館業でもインクルーシブシステムというものが、数年前からはやっております、教育現場では、一体どういう意味を示されるのかなというところで、計画の資料のところ注意書きがございましたので、あらためて読んだところですね、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的という言葉がございました。この自由な社会にというのが大変怖いなという感じがしまして、雇用を受け入れる企業の立場といたしまして、やはり社会に出れば社会のルールがあったり、あと、様々な業界に、その業界のルールがあったり、あとは、私どもの雇用の部分では若年層は寮に入っていていただいで共同生活などをしていただくのですが、そういった団体生活での最低限のモラルでしたり、そういったものが必ず必要になってまいりますので、障害のある方、ない方、どちらもその社会に出る際に、社会は自由なのだという、その概念というのは今の時代はとても怖いかないという実感を持っております。

そういったところでやはり何が大事かといいますと、やはり先ほどから出ています保護者の存在、家庭の存在、家庭環境だと思います。本気で親御さんとぶつかったことがない子どもさんが社会に出て、私どものような旅館業や宿泊業、観光業といいますのは、もうたくさんの人と触れ合わなければいけない。

そういうところで、やはり一番子どもたちが最初のコミュニティーとして、所属するその家庭の中でもまれてない場面がすごく多いのですね。

ですので、障害者雇用に関しまして私どもは過去に、受け入れたことがありましたけれども、継続的な雇用に結び付いていないという背景がありまして、やはりそういう課題というのはすごく持っております。担当する社員とか、私どもの企業としての雇用等研修の部分が、やはり足りていないというところもありますし、助成制度のようなものはお金の部分の制度としては、確か県の方でもあるかと思えますけれども、その受け入れる雇用体制についても、人材育成なのか、先ほど出ております支援員さんの配置を企業の方にも配置していただくような、そういう継続的な何かサポートがあることで、こういった環境を企業とか、宿泊業や観光業への継続した雇用に結び付けていくのかなという感じはしております。

そういうインクルーシブと簡単な言葉ではないのではと思ひまして、家庭環境とやはり若者が社会に出た時に、自立できたという喜びに感じるころを、保護者が作っていかなければならないのかなということを感じておりまして、自分の思いを人にぶつけられない子たちがすごく多いので、これはもう障害のあるお子さんもそうでないお子様も同じだと思います。

人に何かを伝えられるっていうことが何かのSOSにも繋がったりしますので、お客様の命を一晚預かっている職種でありますことから、そういった危機管理体制とか、そういうところにも携わっていかなければならないっていうのは、1人の人間として生活していく中では、やはりどなたも必要なことだと思いますので、やはりコミュニケーション力を高めていく支援制度といいますか、それをお子様もちろんですけども、企業もそこに力を入れていかなければ、社会に出ても学べるスタイルを望むというところになかなか繋がっていかないのかなと思いますので、社会に出ても学べるのだというのを是非、私たちも企業の立場として作っていただけたらなと思っております。

【村上会長】

ありがとうございます。

包括的っていうのはそれぞれの協定で大分違うのだろうと思うのですが、誰も取り残さないっていう視点がどうしても大事で、それ以外のものはないのだろうと思いますので、それは制度としてはできませんけど、それを育てていかななくてはいけないっていうようなことは、すごく重要ですけど、かなり難しい問題だろうっていうのは、今の御指摘でよく理解できたところです。

ありがとうございます。

西澤先生いかがでしょうか。

【西澤由佳子委員】

宮城県臨床心理士会の西澤と申します。よろしくお願いたします。

いろいろお話伺いまして、ちょうど就労し始めた何人かをカウンセリングでお会いしている方がいるのですが、仕事そのものもですが、これ以外の余暇の過ごし方であるとか、稼いだお金は何に使って、どのようにしていきたいのかとかということも、どうしていいかわからなくて、ストレスをすごく溜めて、発散する方法とかも見付けられるといいのかなと思うのですが、友達付き合いなども難しく、どうしても職場と家の行き来だけになって、何のために働いているのかわからなくなって、だんだん仕事に行くも辛くなっていったような、そういう方も多い印象です。仕事と就労を定着させる時に仕事の中身だけではなくて、生活全体をどのように充実させていくかということも、少し視点を持っているといいのかなっていうようなところも感じました。

それから保護者の方なのですが、親御さんも様々で、おそらく市町の保健師さんなど幼児期にはすごくその辺りをよく見ていらっしゃるのかなと思うのですが、先のステージに行くほど伝わりにくくなっている部分だなと思います。

それで、そのお子さんが就労する年齢になっても、小さい頃のような、お子さんの方ともつき合い方がなかなか抜けなくて、子どもが疲れて帰ってきても、寝る時間は何時かなというような、社会人としての扱いに変わっていないようなこともあるようです。先ほどお話ありましたけれども、先輩お母さんなどから小さい時とどの様に変っていたのかという辺りの視点を心理教育的のかもしれないけれども、親御さんも少し学べる機会もあると良いのかなということをお願いしながら聞いていました。

【村上会長】

ありがとうございます。多分、世の中全体がそういう世代間連携ができないのではないかなという、その縮図があるのかなと考えさせられました。

次に、佐々木先生よろしくお願いたします。

【佐々木貴子委員】

東和中学校の佐々木と申します。

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の骨子と見直し（案）の改正後について素晴らしいと思うのが、IV制度方針の見直しのうち、インクルーシブ教育システム推進に向けた整備に特別支援学校以外の進路選択を含めた見直しと言った提案がなされているところは本当にありがたいと思います。

小学校の時に通級支援を受けていた生徒さんも、中学校入学時に普通学級というような選択をする場合が多いと思っています。その理由として、やはり普通高校に進みたいからという、そういった「普通学級でないと普通高校に行けない」とか、「特別支援学級であると特別支援学校にしか行けない」といった、進路の方向性が、現場も含めて、まだ理解が進んでいないところがあります。柔軟な進路の方向があるということが、なかなか保護者・教員とも分からないでいるところがあります。オープンキャンパスなどを支援学校も普通高等学校も自由にできるようなことがもっと周知されるといいかなと思います。高等学校の次の出口というところ、保護者の方は最も気になるところかと思っています。どういった進路があるのかというところを、中学校の現場でも知る機会があるといいのかなと思っていますので、受け入れをしている企業に実地調査に行くということはすごくいいことだと考えます。

【村上会長】

ありがとうございます。特別支援学校以外の実地調査を行うというのは重要な見直し事項かなと思います。

それでは、菊池先生よろしくお願いします。

【菊池章博委員】

特別支援学校の設置基準が示されました。

光明支援学校の話をしみますと、設置基準を満たしていますが、それだけでは見えてこない重度重複の児童生徒の増加や軽度知的の児童生徒の多様化など課題は抱えております。

医療的ケアにつきまして、体制整備が進み看護師が十分に配置され、巡回指導もいただき大変充実してきたと思います。また、看護師研修も実施されておりますが、研修は看護師が受けやすい日程でお願いしたいと思います。医師がいない場で緊張した中で、看護師が医ケアにあたっただけでおりますので、研修の充実を検討していただきたいと思います。

就学支援に当たって、未就学の保護者にロコミで人工呼吸器装着の子は訪問指導になるなどと伝わり、不安に感じているといったことを伝え聞くことができました。地域支援コーディネーターが対応の中で、実際には人工呼吸器だから必ず訪問というようなことはないという説明をしているところですが、県の方からも、それぞれの学校でどのように医ケア児を受け入れているのかについて、保護者に届くような広報を行っていただければと思います。これにつきましては県ホームページに記載するなど対応できるのではないかと思います。

【村上会長】

ありがとうございます。

最後の点はせっかくICTについての見直しが入っているので、そういう方向性を入れていただければ、それに、もう今、大学は通常、オンデマンドと併用するような形になっていますので、あまり抵抗はなくなっているような印象がありますので、どうぞ御検討ください。

総合教育センターの菅井先生から一言いただきたいと思います。

【総合教育センター】

特別支援教育関わる方々の研修の充実ですとかその当たりについては考えて行かなくてはならない

と感じました。

新しく特別支援学校の教諭として関わる方、また、初めて特別支援学級担任をされる方等については研修を実施しております。また、特別支援学校の方でもあらためて専門性を高めていきたいという方にも研修行っているところです。

自立活動の研修、視覚・聴覚の研修もごさいます。

今後は、個々の課題解決の研修について充実させていきたいと思っています。

【村上会長】

最後に伊藤委員から一言いただきたいと思っています。

【伊藤倫就委員】

たくさんお話が出たのですが、今日の感想です。個別の支援計画もそうですが、基本的なことで、切れ目ない支援時における、意思決定支援、合理的配慮、障害認知、あと、今委員がおっしゃっていた支援を求める力というのは再認識させられました。

その基本を押さえて、幼稚園から就労の段階までを考えることが大切だと思います。

それから狭隘化については、私も現役のときから20年近くなっているのですが、今まではその対策ということなのですが、私は、狭隘化はあってはならないと本当にと思っています。

子どもたちが快適な状況で学習できるというのが基本なので、今まで少し先が見えなくて、対策がでなかつたのですが、本来の姿っていうのはどうなのかなということを基本的に立ち返らないと、分校や新設校もできたのですが、まだきちんと快適な環境になっているのかということが、少し寂しいなという気がするのですね。

その辺をやっぱりもう少し障害のある子どもたちを主体にしながら、見直しの際に心の奥に止めて欲しいなと思いました。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

皆さんありがとうございました。

【進行】

村上会長、委員の皆様、誠にありがとうございました。

その他といたしまして、事務局より事務連絡がございます。

まずは、資料を配付させていただきたいと思います。

先ほど個別の教育支援計画につきまして、新しい委員の皆様には、改めましてここでお配りしたいと思います。あわせて、年度末にQ&Aというものを作らせていただきましたので、そちらの方につきましても、お配りさせていただきます。

今週末になりますが、こちらの研修会がオンラインで行われる予定となっておりますので、こちらのチラシをお手元にお配りさせていただきたいと思います。

なおウェブで御参加の皆様には、後日郵送させていただきたいと思いますので、申し訳ございません

が、お待ちいただければと思います。

先ほど御説明を申しあげました実地調査、こちらにつきましては、今年は7月からを予定してございます。後日メール等で日程の調整をさせていただきたいと思っておりますので、御連絡がありました際には、視察先につきまして御検討いただければと思います。

また、次回の審議会につきましては、10月下旬頃に開催したいと考えておりますが、こちらの日程等については、あらためて調整させていただきますので御承知願います。

閉会に当たりまして、特別支援教育課長の市岡が挨拶を申し上げます。

【特別支援教育課長】

本日は御多用にもかかわらず御出席いただき、また、長時間にわたり御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

現在、特別支援教育は特別支援学校や特別支援学級ばかりでなく、小・中学校においても非常に重要な、そして欠かせない視点、基盤というものになりました。

ただ一方で、小・中学校において、特別支援教育が浸透することで、いわゆる、合理的配慮という言葉のもとに、学校や担任によっては、気になる子どもを安易に別の空間に移して、個別支援をするような風潮も見受けられます。

特別支援教育のあり方として、障害のある子どもたちに対して、その能力や特性を踏まえた、十分な教育が受けられるようにすることはもちろんです。

また、可能な限り障害のある子どもとそうでない子どもが共に教育を受けられる、そのような環境を作っていくこともまた求められているということでもあります。

本日は、委員の皆様の専門的な視点から、大変貴重な御意見をいただきました。

私にとっても非常に勉強になる時間となりました。

当課といたしましては、いただいた御意見を参考に、特別支援教育のあり方とは何かということを中心に問いながら、実施計画にあります優先課題の解決に向け、子どもたちを真ん中に置いて事業を推進していきたいと考えております。

結びになりますが、村上会長、伊藤副会長をはじめ、委員の皆様には、当課の取組に対して、力強いお力添えをいただいておりますことに、あらためて感謝申し上げます。

今後とも、本県特別支援教育の充実のために、御指導賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉にかえさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

【進行】

以上をもちまして、令和4年度第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会の開催を終了いたします。委員の皆様、本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。